

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
博物館法	法 2, 4, 10～16, 18, 19 条	法 29 条	なし
定義	都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館	国・都道府県・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館	登録・相当施設以外で、社会教育調査上把握している館
登録要件 (設置主体)	教育委員会 一般社団・財団法人、宗教法人 等	制限なし	制限なし
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	制限なし
登録・指定主体	都道府県教委、指定都市教委	国、都道府県教委、指定都市教委	制限なし
主なメリット	○標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除。 (関定率法 第15条、同施行令 第17条) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 (美術品公開促進法 第2条) ○美術品補償制度の活用が可能。 (展覧会美術品損害補償法 第2条) ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 (種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10) ○土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除。 (租税特措法 第33条他) ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 (土地区画整理法 第95条) ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 (激甚法 第16条) ○設置主体の公益法人の認定が可能。【私立のみ】 ・地方税法等の優遇が適用 ・施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能	○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 ○美術品補償制度の活用が可能。 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】	○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】

現行法における登録・指定制度は、戦後、公立への補助と公益法人への税制上の優遇を行い、博物館を増加させるための枠組みであったことから、現在では、大きくは以下のような課題を抱えていると考えられる。

A 対象

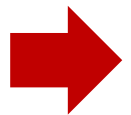
登録制度の対象が、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等の博物館に限定されており、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は対象外。※相当施設は設置者要件なし

B 審査基準・内容

審査が外形的な基準（学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積等）によって行われており、実質的な活動内容が審査されておらず、質や公益性を担保するものとなっていないため、博物館の質の向上に貢献できていない。

C メリット

歴史的経緯から、現在では登録・相当指定のメリットがほとんどなく、博物館全体の2割程度の館しか登録・指定されていない。



法律と実態の乖離を解消し、すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みに改善することが必要

<これまでの議論と関連する動き>

1951年12月 博物館法公布 → 保護・助成に値する博物館の選別

1955年7月 博物館法改正 → 博物館相当施設の規定を追加

2003年 地方自治法改正 → 指定管理者制度の導入

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

→ 望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」、実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃を提言

2008年6月 社会教育法等の改正 → 教育基本法の改正を踏まえた既定の整備、運営状況の評価の追記等

2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

2017年7月 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」（日本学術会議）

→ ①登録博物館と相当施設の新たな登録制度への一本化（国立館、首長部局館）

②博物館の水準を向上させる制度設計と研究機能の充実（学芸員の科研費申請資格）

2017年12月 「文化経済戦略」策定

2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管

2019年6月 分権一括法 → 公立博物館の設置・運営等に関する所管を地方公共団体の長とすることが可能に

2020年5月 文化観光推進法公布

2020年8月 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」（日本学術会議）

→ ①登録制度から認証制度への転換

②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

③学芸員制度の改正による階層化

④学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

⑤文化省の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

「新しい時代の博物館制度の在り方について」(2007)

「新しい時代の博物館制度の在り方について」の概要

【博物館の現状】

○博物館とは

・登録博物館(865館:15.4%)

都道府県教育委員会の登録審査を受けた館

→教育委員会所管館、公益法人等

・博物館相当施設(331館:5.9%)

国又は都道府県教委が登録博物館に類する事業を行う施設として指定した館

→国立博物館、首長所管館、株式会社立等

・類似施設(4418館:78.7%)

上記以外で社会教育調査上把握している館

○学芸員の現状

・博物館の専門的職員としての国家資格
(全国で約6200人)

・毎年大学で約1万人が資格取得

(約300大学に養成課程あり)

【現状の課題】

○経営環境の厳しさ

・国からの施設補助金廃止、公立館の資料費減少

・学芸員は1館あたり1.1人

・公立館の16%が指定管理者に移行。進行中。

→長期的な取組より集客数等短期的な目標

○法律と実態の乖離

多くの類似施設でも、公益性の高い博物館活動を実施

○学芸員制度の問題

・少ない単位数12単位(社会教育主事24単位、司書20単位) → 資格取得が比較的容易

・有資格者のうち博物館に就職できるのは僅か

【改善の方向】

現状と法の乖離を解消し、博物館の公益性(=博物館が社会に貢献するための役割)を新たに確認して、公益性を最大化させるための基礎条件を整備

【21世紀の博物館像】

「伝える」「集める」を基礎に「探求する」「分かち合う」博物館

○価値ある資料を蓄積し研究し、未来に継承することで、

○人々の生涯学習の支援を行う

【実現の基本姿勢】

○各博物館はその特色を発揮しつつ、設置者、館種、規模の違いを超えて共通の課題として取組む

○関係当事者の役割分担と連携協力により実現

人びとの心が豊かになり、歴史や自然を尊ぶ成熟した社会の実現へ寄与

博物館制度の見直し = 基本指針(拠りどころ)の明確化

○博物館の範囲の確認 → 定義の見直し

・従来の定義を基本に、「資料」の範囲を再定義。天文台や科学館も対象に。

○博物館の公益性の明確化→登録制度の見直し

・望ましい博物館像を人びとと共有する「登録基準」

→多様性を尊重し、「博物館の使命を明確化し開かれた運営を実施」「資料を探求しその価値を人びとと分かち合い、次世代へ継承する」ことを核に、各博物館の特色を生かす

・博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査

→すべての博物館に博物館登録申請資格を付与

○博物館の専門職員の資質向上→学芸員養成制度の見直し

・大学における資格取得科目、単位数の拡充→「学芸員基礎資格(仮称)」

・「学芸員基礎資格」で博物館に就職 → 1年以上の実務経験後、「学芸員」に

・新しい養成段階として大学院レベルの専門教育も検討

・大学と博物館が協働した学芸員養成体制の構築

○将来の検討課題

・現職研修の充実と上級学芸員資格の導入(分野ごとの専門性認定。横断的な民間資格)

・博物館評価、学芸員の資格認定、登録博物館への技術支援等を行う第三者機関の設立

「中央教育審議会」等でさらに検討→新しい博物館制度へ

(1) 博物館法の改正による登録博物館と博物館相当施設の新たな登録制度への一本化

国立館が我が国の博物館法において「博物館」でないのは、制度のゆがみに他ならない。現行の登録制度を抜本的に見直す法律改正を行い、現行法の登録博物館と博物館相当施設を合わせて「博物館」とする新たな包括的な登録制度を導入すべきである。

この新たな登録制度においては、現行の「博物館相当施設」は、国立館を含め、設置主体にかかわらず、登録申請資格を認められるものとすべきである。

そして、すべての博物館を「博物館」として一体的に扱う新博物館法のもとで、文化財保護法など関係法律間の整合性を図りつつ、国立館には、博物館全体の水準の維持向上に貢献すべく指導的な役割を果たせるような法的位置づけを与えるべきである。

(2) 博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実

新登録制度は、「博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度」とすることを理念とすべきである（「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書[4]）。そして、多様な博物館の現状に鑑み、イギリスの認定制度も参考にし、国立館も含めた我が国のすべての博物館の自主的な運営改善を促し、博物館の水準の向上に資する制度設計となるようにすべきである。

また、博物館の水準の維持向上という文脈の中で、博物館法第4条を改正して学芸員の職務内容を見直し、業務の調査研究以外に、人類文化の未来に貢献する独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できることとし、一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準、特に博物館の研究費予算措置などの基準の柔軟化を図るべきである。

①登録制度から認証制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

③学芸員制度の改正による階層化

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

④学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

⑤文化省の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

① 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体について、設置者要件を拡大／撤廃

② 審査基準

- 外形的な基準から、実質的な活動を評価する基準へ転換する必要

③ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を行う必要
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与はどのようにあるべきか

④ 制度の階層化

- 充実した活動を行い他の模範となる館を上位の区分とするなど、制度の階層化

⑤ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑥ 制度の名称

- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見

⑦ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

⑧ 学芸員資格制度との関係

1. 設置の趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化の中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

これまで博物館部会では、博物館の在り方について様々な観点から議論を行ってきたが、上記のような指摘を踏まえて、博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

2. 調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

3. スケジュール

2021年1月13日 博物館部会（第5回）※本日

→ ワーキンググループの設置、議論の開始（持ち回り開催により決定（予定））

期間中、具体的・実務的な議論を集中して行い、登録制度を中心とした新たな法制度の在り方について提言

2021年3月24日 博物館部会（第2期第6回）：WG中間報告

2021年5～6月（予定）博物館部会（第2期第7回）：WGまとめ報告

(2007年からの状況変化)

- **2007年協力者会議報告書及び2008年の法改正から、どのような状況の変化を考慮する必要があるか。状況の変化を踏まえて、登録制度はどのような制度であるべきか。**
 - 現代的課題との関わり（観光（文化観光推進法）、地域振興、社会的包摂等（ICOM）、感染症対策等）
 - 社会教育施設・文化施設としての博物館（2018年文化庁への所管変更、文化財保護法との関わり）
 - 博物館をめぐる情勢の変化（※本日の話題提供① 日本博物館協会 半田委員）

(制度設計における論点)

- **新制度の設計に当たって、論点に加えるべき点はあるか。**
特に、地方公共団体（教育委員会）の今後果たすべき役割と制度への関わりについて、どう考えるか。
 - 現行の制度において、地方公共団体の果たす役割と効果（※本日の話題提供② 東京都 原氏）

- **このほか、法制度の在り方として考慮すべき点はあるか。**

参考資料

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第 1 章（総則）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2章 登録

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
- 二 名称
- 三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

（登録事項等の変更）

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

（登録の取消）

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（博物館の廃止）

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまゝつゝ消しなければならない。

（規則への委任）

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第3～5章 公立・私立博物館、雑則

第三章 公立博物館

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（博物館の補助）

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

（都道府県教育委員会との関係）

第二十七条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

博物館に係る法律の俯瞰

その他にも博物館とかかわりのある法令は多いが代表的なものを挙げた。

【社会教育】

○教育基本法

第12条 博物館その他の社会教育施設等による社会教育の振興

○社会教育法

第9条 博物館は、社会教育のための機関

○博物館法

第1条 社会教育法の精神に基づき博物館の設置・運営に必要な事項を定める

第2条 博物館の定義

第3条 博物館の事業

第4条～ 館長、学芸員等

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定める

(→博物館の設置及び運営上の望ましい基準)

(→私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準)

第10条～ 登録博物館

第18条～ 公立博物館

第27条～ 私立博物館

第29条 博物館相当施設

(注：博物館類似施設は規定なし)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 首長の職務権限の特例

【文化芸術】

○文化芸術基本法

第14条 国による地域における文化芸術の振興等

第21条 国による国民の鑑賞機会の充実

第22条 国による高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第26条 国による美術館、博物館の充実のための施策

(→多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のガイドライン)

第27条 国による地域における文化芸術活動の場の充実

【組織】

○文部科学省設置法

第18条 文化庁の任務：文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進、国際文化交流の振興、博物館による社会教育の振興、宗教に関する行政事務を適切に行う

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第9条 文化芸術施設における文化芸術の鑑賞機会の拡大

【博物館の種類ごとの法律】

【文化財】

○文化財保護法

第53条 公開承認施設

(→文化財公開施設の計画に関する指針)

(→国宝重要文化財の公開に関する取扱要項)

【美術館】

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律

第4条 美術館における登録美術品の公開

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

第3条 展覧会の補償契約

【美術館や科学博物館】

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

第3条 海外の美術品等（化石等の学術標本を含む）への強制執行等の禁止

【動植物園】

○動物の愛護及び管理に関する法律

第10条 第一種動物取扱業の登録 等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第48条の4 認定希少種保全動植物園等

【設置形態ごとの法律】

【国立】

○独立行政法人通則法

第5条 各独立行政法人の目的は個別法で定める
(→文化に関する独立行政法人の個別法)

【公立】

○地方自治法

第244条 公の施設の設置

第244条の2 指定管理者

○地方独立行政法人法

第21条 地方独立行政法人の業務の範囲

(→政令で博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館を規定)

【私立】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第10条、第152条 法人の設立

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第4条 公益認定

【税法】

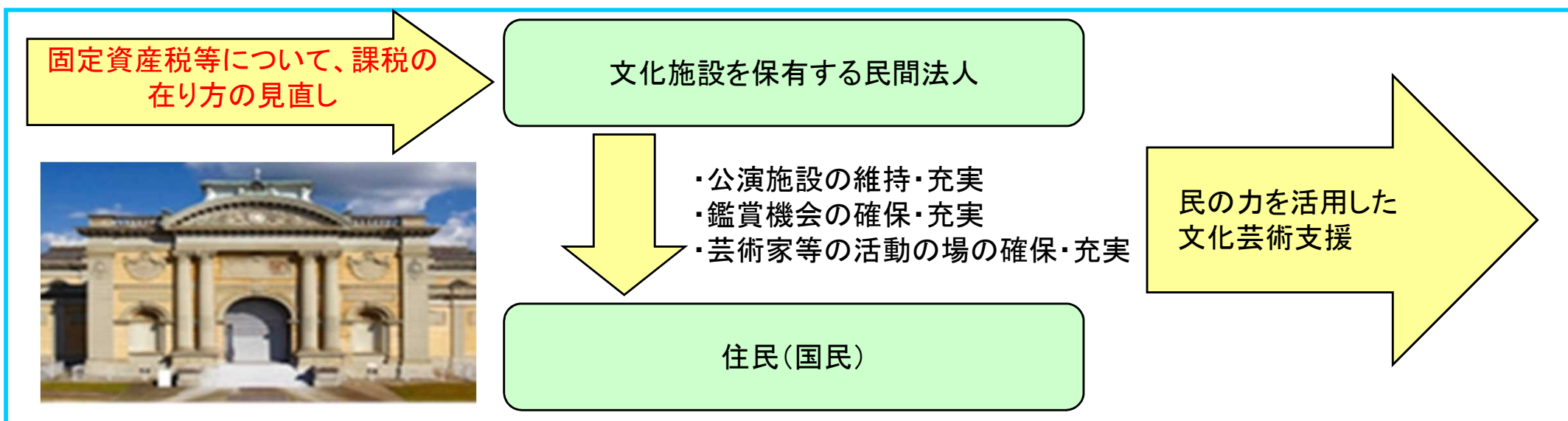
租税特別措置法 地方税法 など

令和二年度文部科学省税制改正要望

「民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し」

要望内容

文化芸術のより一層の振興を図るため、株式会社等の民間の法人が所有する文化施設（博物館、劇場・音楽堂）に係る固定資産税等について、課税の在り方の見直しを要望する。



背景・現状

文化施設は文化芸術に関する作品等の収集、保管、展示、教育普及の場としてや芸術家等の文化芸術活動の場としてなど、文化芸術の基盤的な役割を担っている。

新たな経済環境における文化振興の在り方、文化発信を支える基盤の整備・充実が求められており、その一翼を担っている民間の法人が所有する文化施設に対する支援のあり方についても見直しが求められている。

目標・効果

固定資産税等について、課税の在り方の見直しが図られることにより、民の力を活用した文化発信を支える基盤である文化施設の充実が図られる。その結果、国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与する。

令和元年度博物館総合調査の結果から

日本の博物館の運営実態と課題

令和3年1月13日

文化審議会博物館部会報告メモ

(日本博物館協会 半田昌之)

- 1 博物館総合調査の概要
- 2 現状における日本の博物館の典型的な姿
- 3 経年変化から見える主な傾向
- 4 現場が掲げる現状の課題

1 博物館総合調査の概要

- ・全国の博物館を対象とした博物館の管理・運営全般についての総合的な調査(調査表送付によるアンケート形式で悉皆調査ではない)。
- ・昭和49(1974)年から実施し、今回で10回目。
- ・平成9(1997)年以降、現在の形式での調査となり、今回で5回目。
- ・令和元年度調査
 - ・調査対象:4,178施設
 - ・有効回答:2,314 有効回答率:55.4%

2 現状における日本の博物館の典型的な姿 (中央値、最頻値、平均値から)

- ・常勤職員数：3人 (内、学芸員資格保有者数：1名)

常勤の館長がいない施設：40.5%

館長の職務権限が明確でない施設：45.8%

登録：33.4 %、相当：28.7 %、類似：54.5%

学芸員を配置していない施設：16.5%

登録：1.6 %、相当：4.2 %、類似：26.3%

- ・年間入館者数 中央値：14,464人 (最頻値：5,000人未満)

- ・主たる建物の建築年 ~~中央値~~ 中央値：1988年 (平均値：1979年)

3 経年変化から見える主な傾向

「第2章 博物館の変化」から見る傾向

表2-3 力を入れている活動（全体／時系列比較）（Q2-1）（％）

	平成9年 (N=1,891)	平成16年 (N=2,030)	平成20年 (N=2,257)	平成25年 (N=2,258)	令和元年 (N=2,314)
一番目					
1. 調査研究活動	7.8	7.3	7.0	6.8	6.8
2. 収集保存活動	17.1	11.1	9.6	10.0	8.1
3. 展示活動	59.5	61.6	63.0	62.2	64.3
4. 教育普及活動	12.4	15.8	17.2	17.3	18.0
5. レクリエーション	1.6	2.2	1.5	2.1	1.9
無回答	1.6	2.0	1.7	1.6	0.8
二番目					
1. 調査研究活動	13.4	11.6	11.1	11.1	11.6
2. 収集保存活動	30.5	24.8	23.9	21.2	20.9
3. 展示活動	22.7	22.2	21.8	24.0	21.7
4. 教育普及活動	26.2	32.4	34.6	36.9	38.9
5. レクリエーション	3.1	3.5	3.5	3.9	4.6
無回答	4.2	5.5	5.2	2.9	2.4
三番目					
1. 調査研究活動	27.3	25.1	27.9	26.4	28.3
2. 収集保存活動	22.6	26.9	25.4	28.0	26.2
3. 展示活動	9.5	8.6	8.5	7.5	8.6
4. 教育普及活動	26.9	23.4	21.8	24.3	22.1
5. レクリエーション	6.2	6.7	7.0	8.5	10.5
無回答	7.5	9.2	9.4	5.4	4.2

表2-5 公立館の所管（公立館／時系列比較）（Q3-2）（％）

	平成9年 (N=1,354)	平成16年 (N=1,489)	平成20年 (N=1,663)	平成25年 (N=1,701)	令和元年 (N=1,654)
1. 教育委員会	76.9	74.2	69.3	67.2	64.4
2. 首長部局(*1)	21.9	21.6	23.6	26.4	30.2
3. 教育委員会と首長部局の共管(*2)	—	1.7	1.5	2.7	2.7
無回答	1.3	2.5	5.7	3.7	2.7

注) *1：平成9年調査では、「その他」として質問

*2：平成9年調査では、選択肢にしていない

表 2－6 公立館における指定管理者制度の導入状況（公立館／時系列比較）（Q 3－3）（％）

	平成 16 年 (N=1,489)	平成 20 年 (N=1,663)	平成 25 年 (N=1,701)	令和元年 (N=1,654)
1. 導入されている	2.0	23.0	27.0	28.2
			68.0	70.0
導入されていない	83.1	68.9	導入が決まっている	0.9
			導入が検討されている	5.6
			導入する予定はない	60.0
			一度、導入されたが、その後、直営になった	1.5
その他	—	0.4		0.0
無回答	14.9	7.7	3.2	1.7

表 2－11 入館者数（全体／時系列比較）（Q 9－1）（％）

	平成 9 年 (N=1,891)	平成 16 年 (N=2,030)	平成 20 年 (N=2,257)	平成 25 年 (N=2,258)	令和元年 (N=2,314)
5 千人未満	21.5	24.0	26.5	25.3	25.7
5 千人～1 万人未満	13.3	13.4	13.0	13.6	14.2
1 万人～3 万人未満	22.2	23.1	23.7	23.3	22.9
3 万人～5 万人未満	11.8	10.2	8.9	8.5	7.3
5 万人～10 万人未満	11.1	11.0	9.7	9.6	8.8
10 万人～20 万人未満	8.9	8.2	7.9	8.0	7.9
20 万人～30 万人未満	3.1	3.5	3.1	3.3	3.3
30 万人～50 万人未満	3.0	2.6	2.7	2.5	2.8
50 万人～100 万人未満	2.4	1.5	1.9	1.8	2.1
100 万人以上	1.3	0.6	0.9	1.0	0.7
無回答	1.5	1.8	1.6	3.2	4.3

注）平成 20 年調査までは、各調査前年度の入館者数をカテゴリー別に調査／平成 25 年調査以降は、実数を調査

表 2－16 資料購入予算（全体／時系列比較）（Q 11－6）（％）

	平成 16 年 (N=2,030)	平成 20 年 (N=2,257)	平成 25 年 (N=2,258)	令和元年 (N=2,314)
予算はなかった	52.6	56.6	52.7	60.5
100 万円未満	19.8	20.6	28.9	22.5
100 万円以上、500 万円未満	11.4	9.4	8.1	7.4
500 万円以上、1,000 万円未満	4.1	2.9	1.7	2.1
1,000 万円以上、3,000 万円未満	3.6	2.7	1.6	1.2
3,000 万円以上、5,000 万円未満	1.3	0.7	0.5	0.5
5,000 万円以上、1 億円未満	0.8	0.5	0.4	0.3
1 億円以上	0.9	0.5	0.3	0.6
無回答	5.5	6.1	5.8	5.0

注）各調査前年度の状況

4 現場が掲げる現状の課題

「第3章 課題」から見る現状の課題＝今後検討すべき重点事項

(1) 各博物館の課題

「外国人向けの対応」・「ICTを利用した新しい展示方法の導入」を課題とする館が8割以上。「財政面で厳しい」・「施設の老朽化」・「職員数が不足」等、基本的課題が引続き未解決。厳しい運営環境の中で、各館の特色を活かした教育普及の取組の成果が上がりつつある。

表3-21-1 各博物館の問題点「Q23-1」

●あてはまる、まああてはまるの合計が50%を超えた項目 (41項目中31項目)	(%)	前回調査からの増減(%)
C-b) 外国人向けの対応が不十分である。	84.5	-
D-e) ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない	80.6	-0.4
A-i) 財政面で厳しい	79	-1
E-e) ウェブサイト等での資料情報公開が不十分	77.5	-
G-b) 施設設備が老朽化	75.2	8.1
E-d) 資料や資料目録のデジタル化できていない	73.9	2.4
B-a) 職員数が不足	73.2	2
D-a) 調査研究が進んでいない	72.3	1.3
E-g) 収蔵スペースが不足	72.1	-
C-a) 入館者が確保できていない	71.4	4.5
E-c) 必要な資料整理が進んでいない	70.9	14.3
D-b) 調査研究活動の公開ができていない	65.9	-
G-a) 施設が手狭	65.8	3.1
G-c) ミュージアム・ショップ、レストラン等の施設が不十分	65.2	4.2
A-e) 中長期的な目標・計画が立てられていない	64.3	0
C-c) 高齢者・身障者への対応が不十分	63.6	7.1
B-c) 職員の研修が不足	63.6	2.1
E-b) 新たな資料修復が充分できていない	63.4	-
A-h) 広報・PRが十分でない	63.1	-
E-a) 新たな資料を入手しにくくなっている	62.7	-1.4
F-b) 大学・研究機関との連携が不十分	62.3	0.4
A-j) 防災対策・危機管理への取組が不十分	61.7	-2.9
F-e) 社会教育関係団体・企業等との連携協力が不十分	61.1	1.5
F-c) 他館(外国を含む)との交流が少ない	59.6	-3
F-d) 図書館等との連携・協力が不十分	59	-1.7
A-f) 館の評価が実施できていない	58.6	2.1
D-c) 常設展示の更新ができていない	58.4	0.4
A-g) 館の評価の結果が活用できていない	58	3
E-f) 資料を良好な状態で保存することが困難	57	1.4
A-d) 使命・目的、運営情報の発信が不十分	56.6	2.4
B-b) 学芸系職員の力量が発揮できていない	52.5	4.6
●あてはまる、まああてはまるが50%以下の項目 (41項目中10項目)		
F-a) 学校教育との連携が不足	49.2	-1.6
C-d) 館の特色がうまく伝えられていない	46.3	-
A-b) 利用者のニーズに応えられていない	45.1	-2
D-f) 教育普及活動が十分できていない	44.6	-2.2
A-c) 地域の課題に十分応えられていない	43.5	-0.5
G-d) 駐車場が不足	38.7	3.9
G-e) 施設の耐震化対策が不十分	38.6	-12
D-g) 館の特色がうまく出せていない(事業展開で)	37.2	-
A-a) 館の特色がうまく出せていない(経営的側面で)	32.2	1
D-d) 特別(企画)展が開催できない	30.8	-1.8

表 3-21-2 自館の問題点(館種別)「Q23-1」

(%)

館種 順位	総合 (N=129)	郷土 (N=248)	美術 (N=497)	歴史 (N=1,108)	自然史 (N=101)	理工 (N=102)	動物園 (N=41)	水族館 (N=44)	植物園 (N=34)	動水植 (N=10)
1	外国人向けの 対応が不十分	外国人向けの 対応が不十分	外国人向けの 対応が不十分	外国人向けの 対応が不十分	外国人向けの 対応が不十分	外国人向けの 対応が不十分	財政面の厳 しい状況	施設設備の 老朽化	財政面の厳 しい状況	外国人向けの 対応が不十分
	88.4	90.3	82.7	84.3	80.2	84.3	87.8	81.8	76.5	80.0
2	必要な資料 整理が進まない	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	財政面の厳 しい状況	施設設備の 老朽化	外国人向け の対応が不 十分	外国人向け の対応が不 十分	施設設備の 老朽化	財政面の厳 しい状況
	85.2	89.1	78.9	81.0	79.2	76.5	87.6	72.7	76.4	80.0
3	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	財政面の厳 しい状況	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	資料・資料目 録のデジタル 化が不十分	職員不足	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	財政面の厳 しい状況	外国人向け の対応が不 十分	ICTを利用し た新展示方 法の未導入
	84.5	86.7	77.3	79.0	79.2	75.5	83.0	68.2	73.5	80.0
4	財政面の厳 しい状況	財政面の厳 しい状況	入館者の確 保が不十分	財政面の厳 しい状況	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	財政面の厳 しい状況	ミュージア ムショップ 等の充実が 不十分	職員不足	職員不足	職員不足
	84.5	84.3	76.1	78.7	78.3	73.5	78.0	68.2	70.6	80.0
5	施設設備の 老朽化	資料・資料 目録のデジ タル化が不 十分	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	資料・資料目 録のデジタ ル化が不十分	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	施設設備の老 朽化	資料・資料 目録のデジ タル化が不 十分	入館者の確 保が不十分	施設設備の 老朽化・高 齢者・障害 者対応が不 十分
	83	83.5	75.8	75.8	78.2	72.6	77.8	68.2	68.7	80
6	収蔵ス ペースが不 足	施設設備の 老朽化	調査研究活 動が不十分	施設設備の 老朽化	施設設備の 老朽化	常設展示の 更新が不十分	職員不足	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	施設が手狭
	82.9	82.7	74.1	73.3	78.2	68.6	73.2	68.1	64.7	70.0
7	職員不足	必要な資料 整理が進まない	職員不足	収蔵ス ペースが不 足	職員不足	ミュージア ムショップ 等の充実が 不十分	調査研究活 動の公開が できていない	調査研究活 動が不十分	ミュージア ムショップ 等の充実が 不十分	防災対策・ 危機管理が 不十分
	82.1	81.5	73.6	73.2	77.2	64.7	68.3	65.9	64.7	60.0
8	資料・資料 目録のデジ タル化が不 十分	収蔵ス ペースが不 足	施設設備の 老朽化	調査研究活 動が不十分	必要な資料 整理が進まない	職員の研修 が不十分	必要な資料 整理が進まない	ICTを利用し た新展示方 法の未導入	高齢者・障 害者対応が 不十分	入館者の確 保が不十分
	78.3	79.8	71.2	72.6	76.2	63.7	68.3	65.9	58.8	60.0
9	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	入館者の確 保が不十分	収蔵ス ペースが不 足	入館者の確 保が不十分	常設展示の 更新が不十分	資料・資料 目録のデジ タル化が不 十分	収蔵ス ペースが不 足	必要な資料 整理が進まない	資料・資料 目録のデジ タル化が不 十分	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分
	77.6	79.8	71.0	71.6	71.3	62.8	68.3	65.9	55.9	60.0
10	調査研究活 動が不十分	調査研究活 動が不十分 中	目録のデジ タル化が不 十分	必要な資料 整理が進まない	調査研究活 動が不十分	ウェブサイト 等を使った資 料情報公開が 不十分	入館者の確 保が不十分	収蔵ス ペースが不 足	他の博物館 との交流が 少ない	収蔵ス ペースが不 足
	77.6	78.7	68.2	71.6	66.4	62.7	65.9	63.7	52.9	60.0
10							調査研究活 動が不十分		広報・PRが 不十分	
							65.9		52.9	
10							新たな資料 入手が困難			
							65.9			

表 3 - 2 1 - 3 自館の問題点（設置者別）「Q 2 3 - 1」

(%)

館種 順位	国立 (N=63)	都道府県立 (N=343)	市立 (N=1,003)	町村立 (N=312)	公益法人 (N=425)	会社個人等 (N=168)
1	職員不足	外国人向けの対応が 不十分	施設設備の老朽化	外国人向けの対応が 不十分	外国人向けの対応が 不十分	ICTを利用した 新展示方法の未導入
	79.4	84.3	90.9	90.7	79.0	72.0
2	財政面の厳しい状況	財政面の厳しい状況	外国人向けの対応が 不十分	ICTを利用した 新展示方法の未導入	ICTを利用した 新展示方法の未導入	外国人向けの対応が 不十分
	74.6	82.8	87.9	85.9	72.5	71.5
3	外国人向けの対応が 不十分	施設設備の老朽化	財政面の厳しい状況	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	調査研究活動の公開 ができていない
	73.1	81.6	86.8	83.4	69.6	65.7
4	施設が手狭	職員不足	ICTを利用した 新展示方法の未導入	財政面の厳しい状況	財政面の厳しい状況	調査研究活動が 不十分
	69.8	78.7	85.7	80.2	65.2	65.6
5	収蔵スペースが不足	ICTを利用した 新展示方法の未導入	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	調査研究活動が 不十分	高齢者・障害者対応 が不十分	必要な資料整理が 進まない
	65.0	78.7	84.4	79.5	65.2	63.1
6	施設設備の老朽化	収蔵スペースが不足	調査研究活動が 不十分	職員不足	図書館等との連携・ 協力が不十分	図書館等との連携・ 協力が不十分
	65.0	75.0	77.9	77.9	64.7	61.9
7	広報・PR が不十分	必要な資料整理が 進まない	収蔵スペースが不足	施設設備の老朽化	ミュージアムショッ プ等の充実が不十分	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分
	63.5	70.2	77.3	77.9	64.3	61.9
8	ICTを利用した 新展示方法の未導入	調査研究活動が 不十分	職員不足	必要な資料整理が 進まない	収蔵スペースが不足	施設設備の老朽化
	63.5	67.9	77.1	77.2	64.0	57.7
9	必要な資料整理が 進まない	ミュージアムショッ プ等の充実が不十分	必要な資料整理が 進まない	収蔵スペースが不足	調査研究活動が 不十分	社会教育関係団体等 との連携が不十分
	57.2	66.2	74.1	74.4	63.3	57.2
10	職員研修の不足	施設が手狭	ミュージアムショッ プ等の充実が不十分	職員の研修が不十分	施設設備の老朽化	職員不足
	57.2	59.9	73.3	72.1	62.9	54.8

表 3 - 2 1 - 4 自館の問題点（法区分別）「Q 2 3 - 1」

館種 順位	登録 (N=632)	相当 (N=268)	類似 (N=1,414)	(%)
1	外国人向けの対応が 不十分	外国人向けの対応が 不十分	ミュージアムショッ プ等の充実が不十分	
	87.2	81.3	84.9	
2	財政面の厳しい状況	職員不足	外国人向けの対応が 不十分	
	83.1	78.0	83.8	
3	ICT を利用した 新展示方法の未導入	ICT を利用した 新展示方法の未導入	ICT を利用した新展 示方法の未導入調査 研究活動が不十分	
	82.0	78.0	80.5	
4	収蔵スペースが不足 施設が手狭	財政面の厳しい状況	財政面の厳しい状況	
	80.7	76.5	77.7	
5	職員不足	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	
	79.4	75.0	77.6	
6	施設設備の老朽化	必要な資料整理が 進まない	施設設備の老朽化	
	79.3	72.0	74.4	
7	ウェブサイト等を 使った資料情報公開 が不十分	収蔵スペースが不足	入館者の確保が 不十分	
	76.4	71.7	70.4	
8	必要な資料整理が 進まない	施設設備の老朽化	収蔵スペースが不足	
	76.4	70.1	68.3	
9	調査研究活動が 不十分	入館者の確保が 不十分	職員不足	
	75.9	67.5	69.5	
10	入館者の確保が 不十分	新たな資料 入手が困難	必要な資料整理が 進まない	
	75.7	65.2	68.1	

表 3 - 2 1 - 5 博物館界の問題点「Q 2 3 - 2」

項目	すぐくあてはまる とまあてはまる の合計 (%)	前回調査からの 増減 (%)
i) 国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない。	72.7	-0.8
k) 市民、国民が博物館を支援する体制ができていない。	70.9	-0.6
h) 日本の博物館の国際化が進んでいない。	60.0	0.3
g) 日本の博物館界と博物館界以外の連携・協力が十分ではない。	64.5	-1.7
e) 職員の能力開発が十分ではない。	62.1	2.3
a) 日本の博物館の国の指針・政策の方向性が明確に示されていない。 * 前回の設問：日本の博物館の将来像が明確になっていない。	60.0	-4.4
b) 博物館法等の法令が博物館の実情にあっていない。	59.0	3.6
c) 博物館登録制度が博物館の実情にあっていない。	57.8	-0.7
f) 日本の博物館界における相互の連携・協力が十分ではない。	56.3	-1.7
j) 博物館関係の各種協会・団体の活動が十分ではない。	54.0	-2.9
d) 学芸員養成制度に問題がある。	52.6	-3.2

表3-21-6 博物館界の問題点(館種別)「Q23-2」

(%)

館種 順位	総合 (N=129)	郷土 (N=248)	美術 (N=497)	歴史 (N=1,108)	自然史 (N=101)	理工 (N=102)	動物園 (N=41)	水族館 (N=44)	植物園 (N=34)	動水植 (N=10)
1	国や自治体の博物館振興策が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない
	83.8	82.2	77.1	71.6	73.3	68.6	80.5	65.9	52.9	70.0
2	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国際化が進んでいない	国の指針・政策の方向性が不明確	国際化が進んでいない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	博物館外との連携・協力が不十分
	82.2	74.6	73.9	67.4	73.3	69.6	73.1	61.3	50.0	70.0
3	国際化が進んでいない	博物館外との連携・協力が不十分	博物館外との連携・協力が不十分	国際化が進んでいない	職員の能力開発が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国際化が進んでいない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	博物館外との連携・協力が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分
	75.2	66.1	66.8	64.8	66.3	65.7	68.3	56.9	47.1	70.0
4	国の指針・政策の方向性が不明確	職員の能力開発が不十分	国際化が進んでいない	博物館外との連携・協力が不十分	国際化が進んでいない	博物館外との連携・協力が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館法等法令が実態に合っていない	国や自治体の博物館振興策が不十分
	74.4	65.3	65.0	64.1	62.4	65.7	68.3	56.8	44.2	60.0
5	博物館法等法令が実態に合っていない	国の指針・政策の方向性が不明確	職員の能力開発が不十分	職員の能力開発が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館外との連携・協力が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確	国の指針・政策の方向性が不明確
	72.9	64.9	63	61.7	61.4	59.8	65.9	52.3	44.1	80
6	博物館外との連携・協力が不十分	国際化が進んでいない	博物館法等法令が実態に合っていない	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館外との連携・協力が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館法等法令が実態に合っていない
	72.1	64.5	61.0	58.0	59.4	57.9	65.8	52.2	41.2	50.0
7	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館法等法令が実態に合っていない	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館外との連携・協力が不十分	職員の能力開発が不十分	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館界における相互連携・協力が不十分	国際化が進んでいない	博物館登録制度が実態に合っていない
	71.3	60.0	58.8	57.3	56.5	57.8	61.0	52.2	35.3	50.0
8	学芸員養成制度に問題がある	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館登録制度が実態に合っていない	職員の能力開発が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	職員の能力開発が不十分
	68.2	57.4	57.8	57.1	56.4	54.0	58.5	51.0	38.3	50.0
9	職員の能力開発が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	学芸員養成制度に問題がある	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館登録制度が実態に合っていない	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	国際化が進んでいない
	68.2	57.3	56.6	56.7	56.4	51.9	53.7	50.0	32.4	30.0
10	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	学芸員養成制度に問題がある	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	職員の研修が不十分	職員の能力開発が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分
	64.3	55.3	56.0	54.2	53.5	47.1	51.2	50.0	32.3	30.0
11	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある
	59.7	52.8	54.7	51.3	51.4	46.1	41.4	43.1	26.5	20.0

表 3-21-7 博物館界の問題点（設置者別）「Q23-2」

（%）

館種 順位	国立 (N=63)	都道府県立 (N=343)	市立 (N=1,003)	町村立 (N=312)	公益法人 (N=425)	会社個人等 (N=168)
1	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	国や自治体の博物館振興策が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない
	71.4	76.4	77.6	70.8	64.7	63.7
2	国や自治体の博物館振興策が不十分	市民・国民が博物館を支援する体制がない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	市民・国民が博物館を支援する体制がない	国や自治体の博物館振興策が不十分
	69.9	73.5	74.9	68.6	63.8	61.9
3	国際化が進んでいない	国際化が進んでいない	国際化が進んでいない	職員の能力開発が不十分	国際化が進んでいない	博物館外との連携・協力が不十分
	65.1	72.0	68.7	60.9	59.0	58.4
4	博物館外との連携・協力が不十分	博物館外との連携・協力が不十分	博物館外との連携・協力が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確	職員の能力開発が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確
	65.0	69.3	67.7	60.6	56.7	54.2
5	職員の能力開発が不十分	博物館法等法令が実態に合っていない	職員の能力開発が不十分	国際化が進んでいない	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館界における相互連携・協力が不十分
	65.0	63.2	66.8	58.1	54.1	53.0
6	博物館法等法令が実態に合っていない	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館外との連携・協力が不十分	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館法等法令が実態に合っていない
	58.8	63.0	62.4	58.0	53.6	51.3
7	博物館登録制度が実情に合っていない	職員の能力開発が不十分	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館法等法令が実態に合っていない	博物館登録制度が実情に合っていない	博物館登録制度が実情に合っていない
	58.7	62.4	62.5	55.5	51.8	50.6
8	国の指針・政策の方向性が不明確	博物館登録制度が実情に合っていない	博物館登録制度が実情に合っていない	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	職員の能力開発が不十分
	57.1	62.4	61.3	54.2	51.5	48.3
9	学芸員養成制度に問題がある	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館登録制度が実情に合っていない	博物館外との連携・協力が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分
	55.5	57.7	59.5	53.5	51.4	47.6
10	博物館界における相互連携・協力が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	国際化が進んでいない
	52.4	55.7	59.3	51.3	49.4	45.4
11	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	博物館関係の各協会・団体の活動が不十分	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある	学芸員養成制度に問題がある
	49.2	54.8	57.7	49.4	47.8	42.8

表 3-21-8 博物館界の問題点（法区分別）「Q23-2」

館種 順位	登録 (N=632)	相当 (N=268)	類似 (N=1,414)	(%)
1	国や自治体の博物館 振興策が不十分	市民・国民が 博物館を支援する 体制がない	国や自治体の博物館 振興策が不十分	
	79.9	77.6	68.8	
2	国際化が 進んでいない	国や自治体の博物館 振興策が不十分	市民・国民が 博物館を支援する体 制がない	
	73.4	76.8	67.2	
3	博物館外との連携・ 協力が不十分	国際化が 進んでいない	博物館外との連携・ 協力が不十分	
	69.8	66.8	61.9	
4	職員の能力開発が 不十分	博物館外との連携・ 協力が不十分	国際化が 進んでいない	
	68.5	66.1	60.8	
5	博物館法等法令が 実態に合っていない	博物館法等法令が 実態に合っていない	職員の能力開発が 不十分	
	64.1	63.8	59.1	
6	国の指針・政策の 方向性が不明確	国の指針・政策の 方向性が不明確	国の指針・政策の 方向性が不明確	
	63.6	62.3	57.9	
7	学芸員養成制度に 問題がある	職員の能力開発が 不十分	博物館登録制度が 実情に合っていない	
	59.8	61.9	57.3	
8	博物館界における相互 連携・協力が不十分	博物館登録制度が 実情に合っていない	博物館法等法令が 実態に合っていない	
	58.7	60.8	55.8	
9	博物館関係の各協 会・団体の活動が 不十分	博物館関係の各協 会・団体の活動が 不十分	博物館界における相互 連携・協力が 不十分	
	58.3	55.6	55.8	
10	市民・国民が 博物館を支援する 体制がない	学芸員養成制度に 問題がある	博物館関係の各協 会・団体の活動が 不十分	
	57.7	53.8	51.8	
11	博物館登録制度が 実情に合っていない	博物館界における相互 連携・協力が不十分	学芸員養成制度に 問題がある	
	57.4	53.7	49.1	

東京都の博物館登録事務

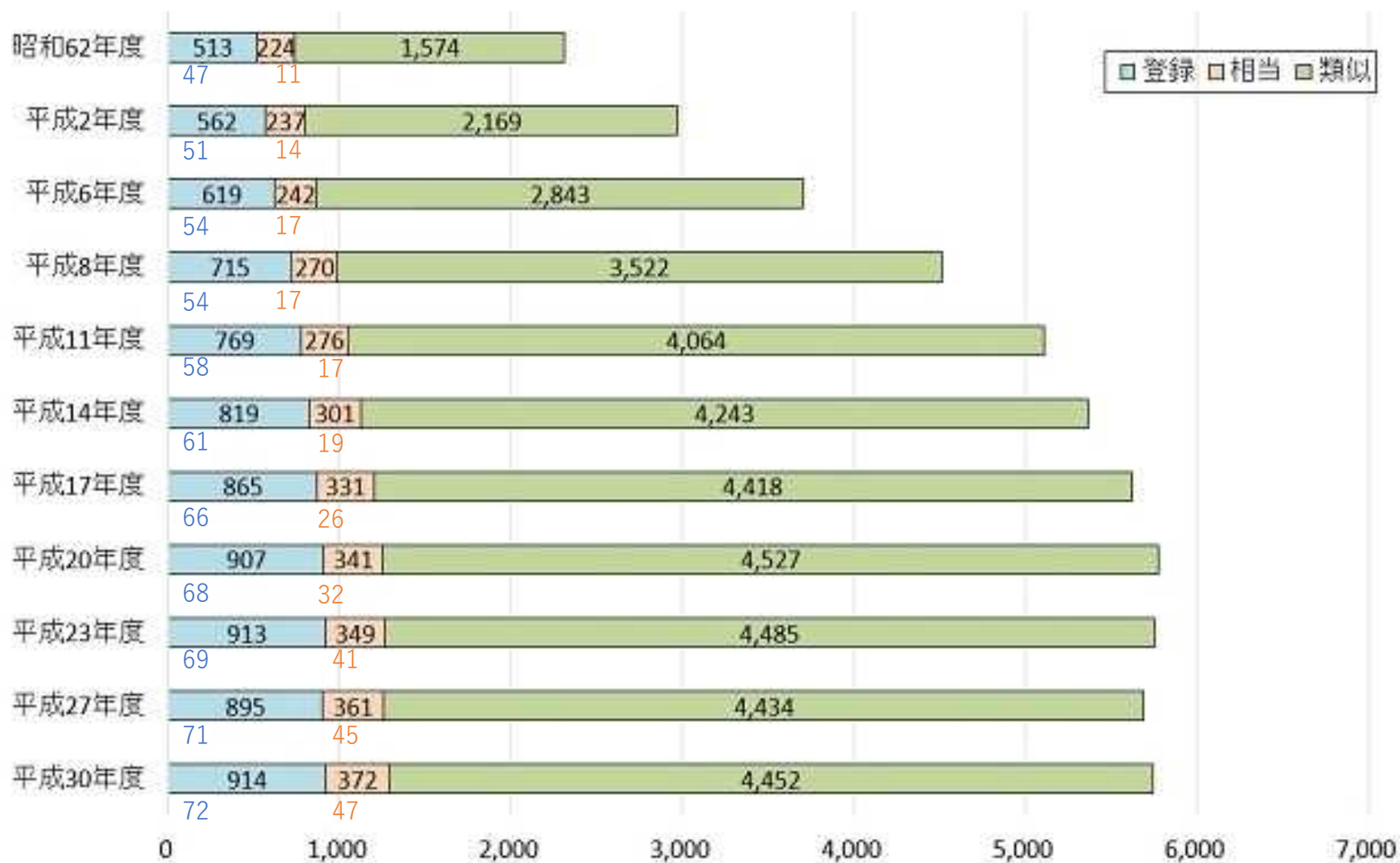
東京都教育庁
原 眞麻子

東京都の博物館数の推移

博物館数の推移

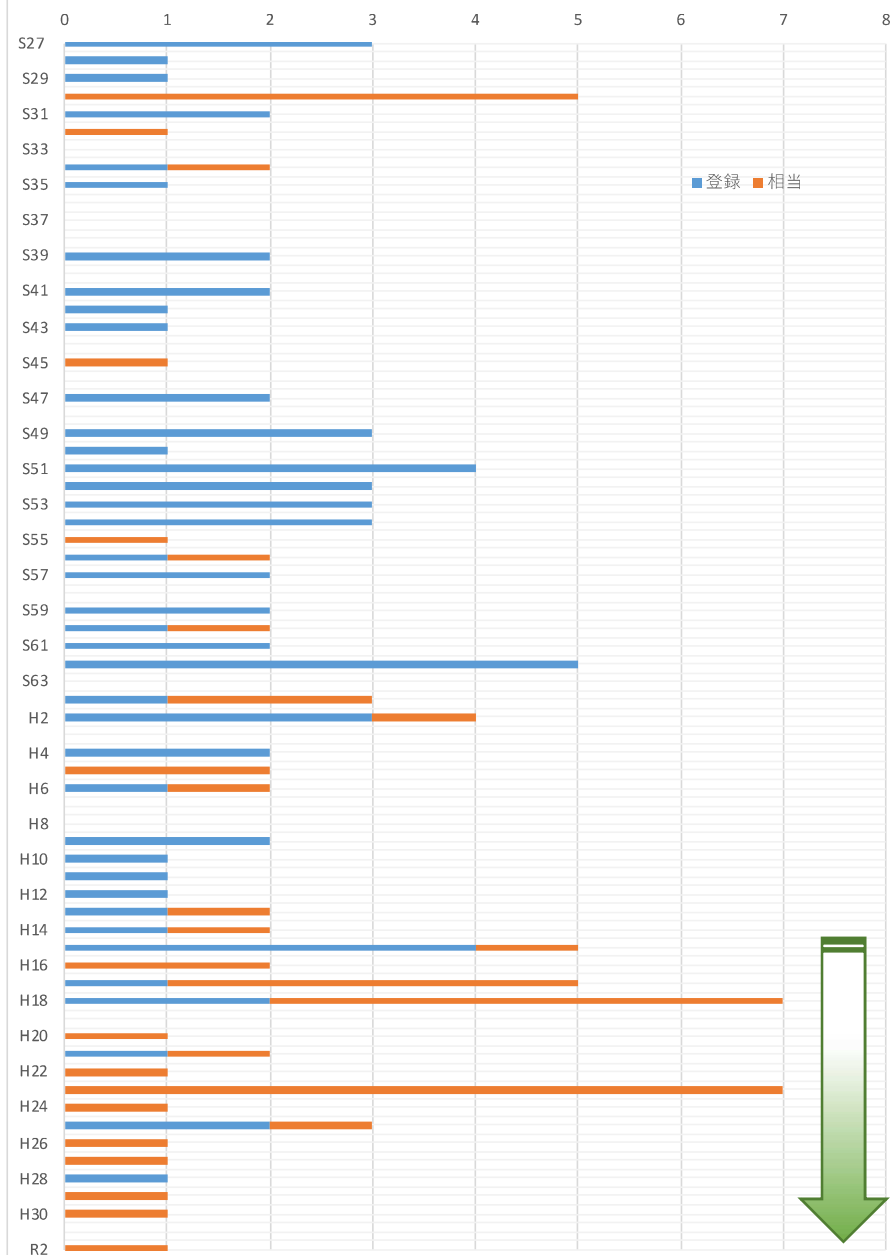
※文化庁HPより

※グラフ下段の数字が東京都



【東京都の傾向】 登録博物館は全国の8%前後で推移 相当施設は平成23年度以降は全国の10%超

東京都の博物館登録等の実績



背景となる制度改正

平成10年 登録美術品制度

平成20年 博物館法改正

平成21年 博物館法施行規則改正

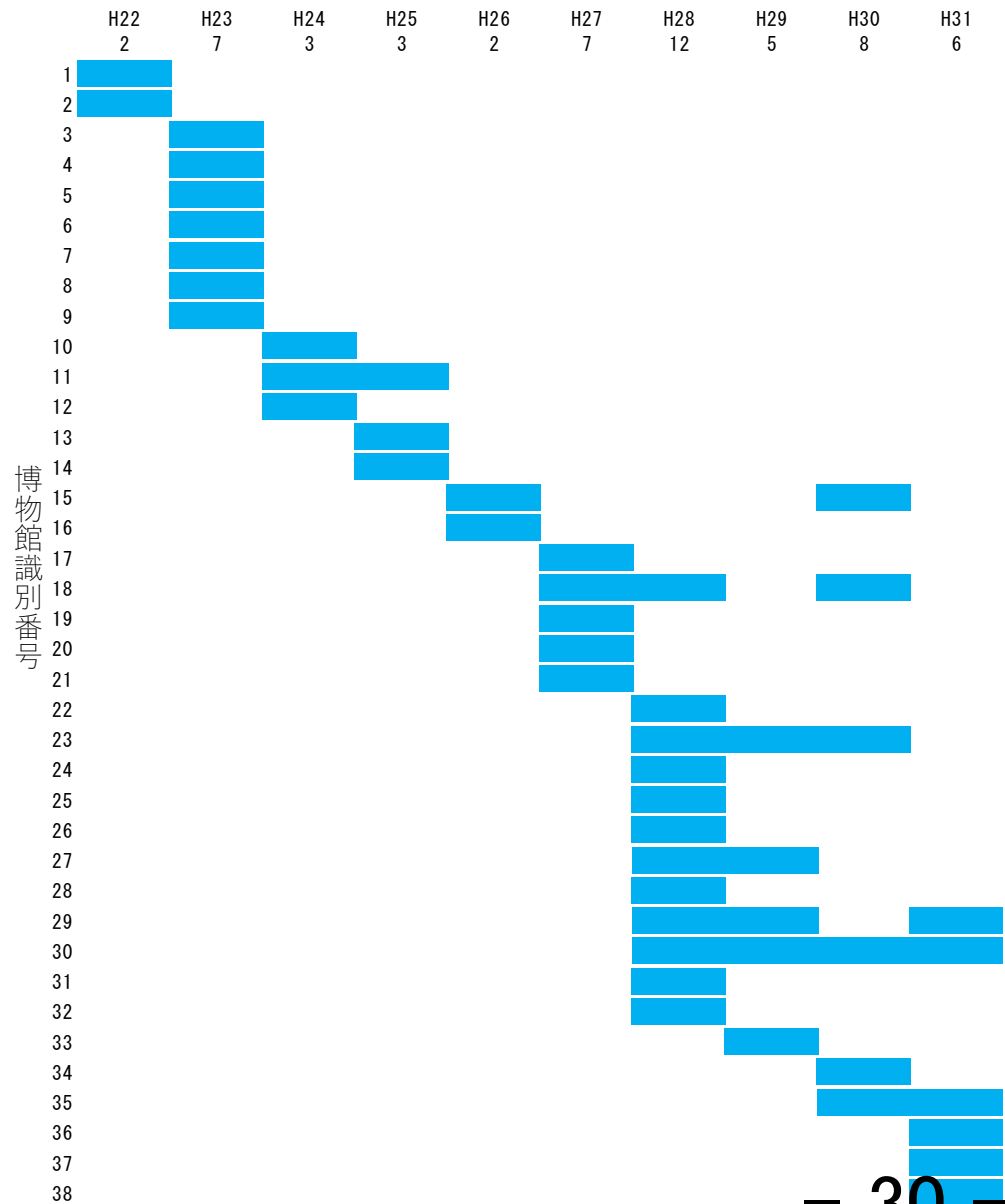
(平成24年4月施行 学芸員資格課程科目単位改正)

平成23年 美術品補償制度

相当施設の
指定申請が
増加

博物館に係る相談

過去10年間の相談実績



主な相談動機

- 著作権法の改正で複製された資料もアーカイブとして認められた。
- 公益財団法人に申請を希望
- 図書館等との資料借用のため
- 大学において博物館実習を行うため
- 博物館建物の改修に伴う一時閉館
- 建築基準法（都市計画法）の適用
- 美術品補償制度の適用



求められる
博物館の認定

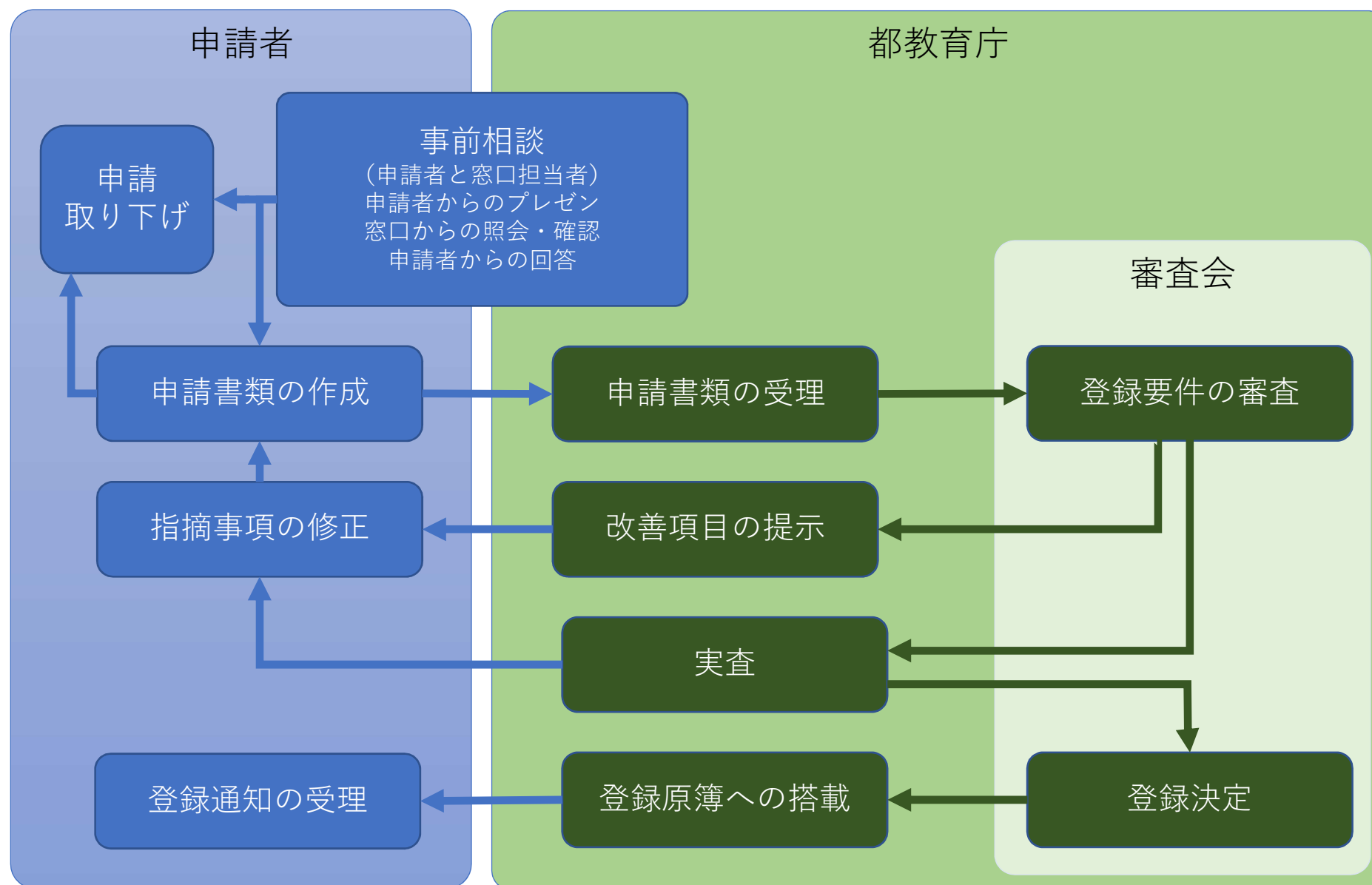
教育研究機関
公益性



博物館の希求

- 税法上の優遇措置
- 事業に係る法的手続きの円滑化
- 財源の確保
- 激甚災害時の支援措置

博物館登録手続きの流れ ～東京都の場合



博物館の登録審査

登録博物館審査要件 (法第12条)

1. 博物館の目的を達成するために必要な博物館資料があること
2. 博物館の目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること
3. 博物館の目的を達成するために必要な建物及び土地があること
4. 1年を通じて150日以上開館すること

博物館設置条例 法人の定款・館則

博物館資料目録

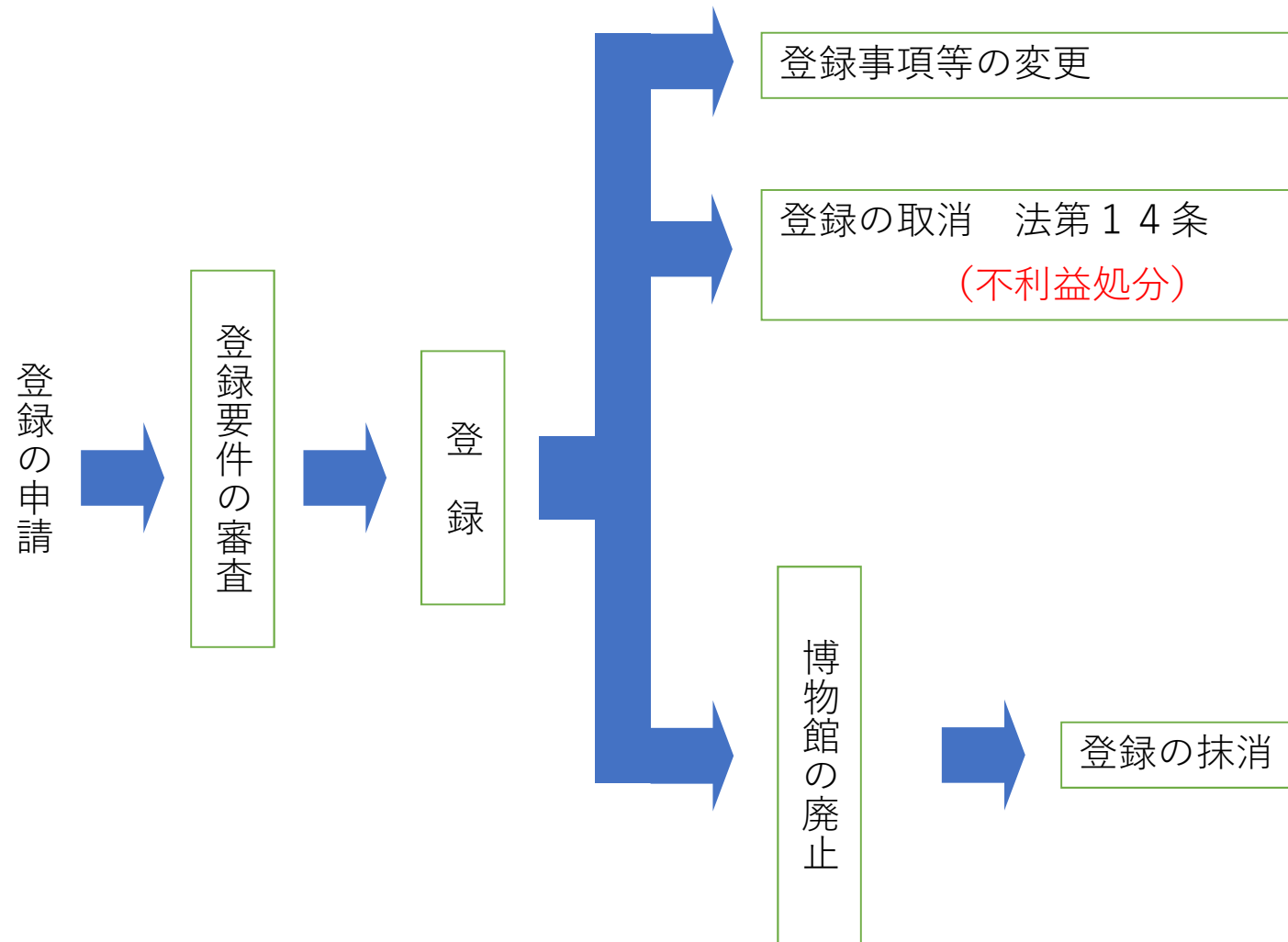
館長、学芸員履歴書

土地建物の登記簿謄本・公図・
平面図

教育研究機関としての事業展開
(公益性・継続性・安定性)
事業概要・財務状況・観覧規定

書類審査・実査

博物館法における行政処分



論点について

個人的意見

- 博物館法を国際的な博物館標準に連動させる。
→「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（ユネスコ総会決議、2015）との連動が必要。
- 博物館法は、博物館利用者の利益となる良質かつ適切な資料情報及び学習機会の効率的な提供体制の確保を図り、国民の文化の向上に寄与することを目的とするべきである。
- 例えば、
 - 利用者の博物館資料に関する適切な資料情報及び学習機会の提供を支援するために必要な事項
 - 資料の安定的な保存を確保するために必要な事項
 - 博物館の設置及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに資料情報提供施設、相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項
- 博物館資料の整備強化
→誰もがアクセス可能なものに（IT）
→資料に応じた保存設備の整備強化
→保存修理事業の推進
- 博物館規模に応じた登録基準
→中核博物館の設定と支援（防災、地域連携等）
- 事業に応じた運営組織（専門職員の配置）
→多様な専門職員の採用（教育、展示、研究、資料保存）
- 民間機関による「ジャパン・ミュージアム・オブ・ザ・イヤー」の創設（博物館の先駆的な活動に関する奨励）

UNESCO総会決議 2015

ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（ユネスコ総会決議、2015）

【イントロダクション】

1. ミュージアムとコレクションは、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守るための、最も重要な機関である。
2. ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

ミュージアムの主要機能

- 保存
- 調査
- コミュニケーション
- 教育

課題

- グローバル化
- 経済及びQOLとミュージアムの関係
- 社会的役割
- ミュージアムと情報通信技術

基本方針

- 有形・無形の文化遺産・自然遺産の保護に関する従来の国際的取り組みとの整合性を保つ
- ミュージアムとコレクションの多様性を保護

実用的な方針

- ミュージアムと一般市民との協働
- コレクションの目録作成を最優先
- ICOMの倫理規程を尊重
- 専門的職員の確保
- 事業計画と財政の健全化
- 情報技術への対応
- 長中期事業計画策定の推進

など